

川島町立つばさ小学校PTA会則（案）

第一章 名称及び事務所

（名称及び事務所）

第1条 本会は、川島町立つばさ小学校PTAと称し、事務所を川島町立つばさ小学校内に置く。

第二章 目的等

（目的）

第2条 保護者と教職員が協力して、家庭と学校と社会における児童の幸福な成長を図るとともに、会員相互の親睦と修養を図ることを目的とする。

（活動）

第3条 本会は第2条に掲げる目的を達成するため次の活動を行う。

- (1) よい保護者、教職員になるように努める
- (2) 家庭と学校との緊密な連絡によって、児童の健全な育成に努める
- (3) 学校教育について理解を深め、これを推進する
- (4) 会員相互の親睦及び修養を図る
- (5) 本会の目的達成のため必要と認める事業

第三章 会員

（会員）

第4条 本会の会員となることができる者は、次のとおりである。

- (1) 川島町立つばさ小学校の保護者、またはこれに代わる者
- (2) 川島町立つばさ小学校に勤務する教職員
- (3) 本会の趣旨に賛同し、委員会で承認した者

（権利と義務）

第5条 会員はすべて平等の権利と義務を有する。

第四章 役員等

（役員等）

第6条 本会に次の役員等を置く。

(1) 本部役員

ア 会長 1名

イ 副会長 3名

(2) 委員 20名以上

(3) 幹事 若干名

(4) 監事 2名

(役員等の任務)

第7条 役員等の任務は、次のとおりとする。

(1) 会長は、会を代表し会務を総理する。また、各種会議を招集する。

(2) 副会長は、会長を補佐し会長に事故があるときはその職務を代行する。

(3) 幹事は、本会の庶務及び総会で決定した予算に基づいて会計を処理する。

(4) 監事は、会計を監査し、その結果を総会に報告する。

(役員等の選出)

第8条 役員等は次の方法で選出し総会の承認を得るものとする。

(1) 会長、副会長は、会員の中から選出する。

(2) 地区委員は、三保谷、出丸、八ツ保及び小見野のそれぞれから互選により5名以上選出する。

(3) 幹事は、会長が委嘱する

(4) 監事は、会員の中から選出し、会長が委嘱する。

(役員等の任期)

第9条 役員等に任期は1年とする。但し、本部役員の任期は、2年とする。

2 任期の途中において新たに役員になったものは、前任者の残任期間とする。

第五章 議決・協議機関

(議決・協議機関)

第10条 本会の議決・協議機関は、次のとおりとする。

(1) 総会

(2) 本部会

(3) 運営委員会

第2回PTA班打合せ（令和5年9月4日）にて確認済

（総会）

第11条 総会は本会の最高議決機関であり、年1回開催する。ただし、会員の3分の1以上の要求があった場合、若しくは会長が必要と認めた場合は、臨時に開催することができる。

2 総会は、次の事項を審議する。

- (1) 予算・決算・事業の承認
- (2) 会則の承認
- (3) 役員等の承認
- (4) その他会長が必要と認めた議案

3 総会の議事は出席者の過半数で決める。

（本部会）

第12条 本部会は本部役員、校長、教頭で構成され、次の事項を行う。

- (1) 年間計画とこれに基づく活動に必要な収支予算の立案をする。
- (2) その他会の運営に関する一般的事項を審議する。

第13条 本部役員が必要と認めたときは、新たに、委員会及び部を置くことができる。

（運営委員会）

第14条 運営委員会は本部役員、校長、教頭、幹事、地区委員で構成され次の事項を行う。

- (1) 総会で決定した事項の処理並びに調整
- (2) 緊急事項の審議処理
- (3) 総会提出議案の審議

2 運営委員会は会長が必要と認めたとき、又は構成員の4分の1以上の要求があったとき開催することができる。

3 運営委員会は委員の2分の1以上出席しなければその議事を審議することができない。

第六章 地区委員等

第15条 地区委員は、会の事業の推進・運営並びに地区における児童の生活補導その他主として学校と家庭との密接な連絡により児童指導の適正に努める。

第2回PTA班打合せ（令和5年9月4日）にて確認済

2 教職員は、地区委員の活動に協力する。

第七章 会計

（会費）

第17条 本会の会員は会費を納めるものとする。

2 会費の額は、年額〇,〇〇〇円とする。

（会計）

第18条 本会の運営費は、会費、寄附金、各事業の収益を以ってこれに充てる。

2 会計年度は、4月1日に始まり翌年の3月31日に終わる。

第八章 補則

（帳簿）

第19条 本会に備える帳簿は次のとおりとする。

- (1) 会員名簿
- (2) 役員名簿
- (3) 会計簿

第九章 補則

（補則）

第20条 本規約に定めるもののほか必要な事項は、運営委員会が細則で定める。

附 則

この規則は、令和7年4月1日より施行する。

第2回PTA班打合せ（令和5年9月4日）にて確認済

川島町立つばさ小学校PTA細則（案）

（旅費）

第1条 会員がPTA活動に必要な町外への会議等に出席した場合は、日当を支給する。

(1) 日当は〇,〇〇〇円

（弔事）

第2条 次の場合、見舞金を支給する。

- (1) 会員が死亡したとき
- (2) 在学児童が死亡したとき
- (3) その他、正副会長が必要と認めたとき

第3条 会長又は代理者は、もっとも適当な時期を選んで当該者に対し見舞金等の意思を示す。その結果は、運営委員会に報告する。

第4条 転入があった場合は、会費として、転入月から月200円で残りの月数分を徴収する。

第5条 転出があった場合は、年度当初徴収した会費は返金しない。

附 則

この細則は、令和7年4月1日より施行する。

第2回PTA班打合せ（令和5年9月4日）にて確認済

川島町立つばさ小学校PTA組織図（案）

